

城東台ご近助くらぶ運営要領

(名称)

第1条 本くらぶは、「城東台ご近助くらぶ」と称する。

(目的)

第2条 本くらぶは、城東台学区住民の互助により、高齢者世帯等の日常生活における困りごとを解決する支援を行うことを目的に設置する。

(事業)

第3条 本くらぶは、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家事・生活支援事業
- (2) その他目的達成のために必要な事業

(運営)

第4条 本くらぶは、特定非営利活動法人城東台みんなの互助会が設置し運営する。ただし、運営に当たっては、次の団体と十分な連携を図ることとする。

- (1) 城東台学区連合町内会
- (2) 城東台西町内会
- (3) 城東台東町内会
- (4) 城東台南町内会

2 本くらぶは、運営に当たり、次の人を登録する。

- (1) コーディネーター

支援希望者からの支援要請を受けて、別途登録のサポーターの中から適任者を斡旋する。

- (2) サポーター

サポーターとして登録を受けた人。コーディネーターからの連絡を受けて、支援希望者を支援する。

(事務局)

第5条 本くらぶの事務局は、特定非営利活動法人城東台みんなの互助会内に置き、事務局長は、特定非営利活動法人城東台みんなの互助会事務局長が兼ねる。

2 事務局長は、本くらぶの事務全般を統括し執行する。

3 前条に挙げる5団体の代表者は、事務局長とともに本くらぶ事務局を構成し、合議機関として、ご近助くらぶ協議会を設ける。

(選任、登録)

第6条 事務局長は、サポーターの中からコーディネーターを選任することができる。

2 事務局長は、サポーター登録申請(様式第1号)に基づき、サポーターの登録を承認する。

(細則)

第7条 本くらぶの運営に関し、別に細則を定めるものとする。

(要領・細則の改定)

第8条 本要領および細則の改定は、ご近助くらぶ協議会において行う。

附則

1. 本要領は、令和3年4月1日から施行する。